

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人友仁会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町 80 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 6 年 12 月 12 日

(4) 設立登記年月日 平成 7 年 1 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	西川 真理恵	
理 事	西川 真理恵	
同	山崎 香	
同	高橋 雅士	医療法人友仁会 友仁山崎病院管理者
同	馬場 忠雄	
同	松村 幸次郎	山崎外科医院管理者
同	中岡 克宏	
同	中田 明良	
同	塚本 京子	介護老人保健施設アロフェンテ彦根施設管理者
監査役	西川 雅之	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設 場所	許可病床数
病院	医療法人友仁会 友仁山崎病院病院	2510201722	滋賀県彦根市 竹ヶ鼻町 80 番地	一般病床 100 床 療養病床 57 床 [医療保険 157 床] [介護保険 0 床]
診療 所	山崎外科医院	2510201656	滋賀県彦根市 河原 3 丁目 1-20	
介護 老人 保健 施設	アロフェンテ彦根	2510280016	滋賀県彦根市 竹ヶ鼻町 80 番地	入所定員 100 名 通所定員 20 人1 単位

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
彦根市佐和山デイサービスセンター 【彦根市から委託を受けて管理】	滋賀県彦根市芹川町 484-4	
彦根市ふたばデイサービスセンター 【彦根市から委託を受けて管理】	滋賀県彦根市金剛地町 95-1	
彦根市地域包括支援センターゆうじん 【彦根市から委託を受けて管理】	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町 80 番地	
友仁訪問看護ステーションすずらん	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町 80 番地	
友仁ケアプラン支援センター	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町 80 番地	
ナーシングホームすずらん	滋賀県彦根市高宮町 1368-7	
訪問看護ステーションすずらん高宮	滋賀県彦根市高宮町 1368-7	

友仁訪問看護ステーション河原町	滋賀県彦根市河原2丁目3番2号	
友仁ナーシングホーム河原町	滋賀県彦根市河原2丁目3番2号	
友仁山崎病院 かるがも保育所	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

該当なし

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

様式 2

法人名 医療法人 友仁会

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	5,176,870 千円
2. 負 債 額	4,624,502 千円
3. 純 資 産 額	552,368 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,042,782
B 固 定 資 産	3,134,088
C 資 産 合 計 (A+B)	5,176,870
D 負 債 合 計	4,624,502
E 純 資 産 (C-D)	552,368

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 友仁会

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町 80

貸借対照表

(令和 8年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,042,782	I 流動負債	560,204
現金及び預金	1,149,266	買掛金	33,285
事業未収金	815,367	短期借入金	0
有価証券	18,201	未払金	122,701
たな卸資産	29,897	未払費用	171,578
未収入金	3,739	未払法人税等	20,486
前払費用	5,270	未払消費税等	8,683
貸付金	20,800	リース債務	181,986
その他の流動資産	242	預り金	17,089
II 固定資産	3,134,088	その他の流動負債	4,396
1 有形固定資産	3,016,476	II 固定負債	4,064,298
建物	1,698,057	長期借入金	3,599,242
構築物	20,538	退職給付引当金	171,776
医療用器械備品	112,868	預り保証金	16,280
車両及び船舶	10,355	入会金	277,000
土地	992,163	負債合計	4,624,502
リース資産	182,495	純資産の部	
その他の有形固定資産		科目	
2 無形固定資産	41,752	金額	
ソフトウェア	40,623	I 資本金	
その他の無形固定資産	1,129	II 資本剰余金	223,000
3 その他の資産	75,860	III 利益剰余金	329,368
保証金	8,200	国庫補助積立金	534,074
保険積立金	57,702	建物圧縮積立金	42,182
会員権	9,204	繰越利益剰余金	△ 246,888
その他の固定資産	754	純資産合計	552,368
資産合計	5,176,870	負債・純資産合計	5,176,870

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人友仁会

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町 80

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

3

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,466,554
2 事業費用		
(1) 事業費	3,422,934	
(2) 本部費		3,422,934
本来業務事業利益		43,620
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		610,659
2 事業費用		553,478
附帯業務事業利益		57,181
事業利益		100,801
II 事業外収益		
受取利息	1,658	
その他の事業外収益	79,679	81,337
III 事業外費用		
支払利息	57,179	
その他の事業外費用	16,884	74,063
経常利益		108,075
IV 特別利益		
固定資産売却益	29	
その他の特別利益		29
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	3,124	3,124
税引前当期純利益		104,980
法人税・住民税及び事業税	29,278	
法人税等調整額	0	29,278
当期純利益		75,702

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人友仁会

理事長 西川 真理恵 殿

私は、医療法人友仁会の第32期度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月28日
医療法人友仁会
監事 西川 雅

